移住促進のために行う

空き家の改修を支援します

那智勝浦町では、町外から那智勝浦町へ移住する方が空き家を
改修して住む場合に必要となる工事費用の一部を補助します

◆ 補助の対象者

1 所有者　空き家の「 所有者 」で、町外から町内に移住する方に、所有する空き家を売却・賃貸するために改修される方

2 移住者　町内にある空き家を購入・賃貸し、改修して住む「 移住者 」の方（これから移住する方、移住してから 1 年以内の方）

◆ 補助の内容

工事費の 2/3（上限 100 万円）を補助

※障子・ふすまの張替、畳の表替、軽微な修繕工事は工事費から除きます。

◆ 補助の条件など

・工事に着手する前（工事契約を結ぶ前）に本補助の申請を行う必要があります。
・対象となる空き家は「既存住宅現況調査（インスペクション）」が実施されている必要があります。
・遅くとも、令和８年２月末までに実績報告書の提出が必要となります。

◆ 募集期間

・ 令和 7 年 8 月 8 日（金） 17 時まで
※応募多数の場合は抽選とさせていただきます。

本支援について詳しくは、町ホームページをご覧いただくか、役場観光企画課企画係（☎２９－２００７）までお問い合わせください。

◆ 手続きの流れ

前提条件

既存住宅状況調査（インスペクション）が実施されている空き家が対象です。※既存住宅状況調査には、県の支援制度があります。

1 申請

工事契約を結ぶ前に、必要な書類をそろえて町に申請します。

交付決定

町が書類を審査し、問題がなければ補助金の交付を決定します。

2 契約～工事

交付金の交付決定を受けてから契約し、工事を行います。

3 実績報告

工事完了後、必要な書類を町に提出します。
※遅くとも、令和 8 年 2 月末までに提出する必要があります。

補助金額決定

町が書類を審査し、補助金の額を確定します。

4 請求

補助金の額の確定後、請求書を町に提出します。

補助金交付

町が指定された口座に交付金を支給します。